

役員報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠愛会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所として週平均3日以上業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の種類)

第3条 常勤役員報酬は、月額報酬と役員賞与とする。

- 2 前項に規定する報酬は、理事長が特に必要と認め、週3日以上法人の運営管理業務に従事する者については、別表1に基づき理事長が額を定める。
- 3 職員兼務役員の月額報酬は、法人職員の賃金規則に基づき職員給与として支給する。
- 4 非常勤役員に対しては、役員会出席等、必要の都度、報酬を支給することができる。

(報酬等の支給)

第4条 評議員には、定款第8条で定める額の範囲内で報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、別表2に定める報酬等を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会又は評議員会に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、社会福祉法第45条の14第9項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第26条第2項の規定及び社会福祉法第45条の9第10項が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第94条及び定款第13条第4項の規定に基づき、理事会又は評議員会を開催すること

なく決議があったものとみなされた場合、理事会又は評議員会の決議事項に意見を付した役員等に対して、別表 2 に定める報酬を支給する。

(報酬等の額の決定)

第 5 条 この法人の常勤理事を除く全理事の報酬総額は、年間 120 万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 50 万円以内とする。
- 3 非常勤理事及び評議員に対する報酬及び交通費は、別表 2 に定めるとおりとする。
- 4 非常勤監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 2 に定める報酬及び交通費を支払うことができる。
- 5 非常勤監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 に定める報酬及び交通費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員に対する報酬等)

第 6 条 評議員選任・解任委員の外部委員が、評議員選任・解任委員会及び理事会及び評議員会に出席したときは、別表 2 に定める報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬等の支給日)

第 7 条 常勤役員の報酬等は、毎月 5 日までに支払うものとする。ただし、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、翌営業日に支払うことができる。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び旅費は、開催月の末日に、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第 8 条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合には、本人の指定する本人名義の融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき額及び本人から申し出のあった立替、積立等を控除して支給する。

(費用弁償)

第 9 条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（宿泊費を含む。）を、旅費規程に準じて別表3に定めるとおり出張費として支給することができる。

（退任慰労金）

第10条 法人役員・評議員が退任した場合に、その者（死亡による退任の場合はその遺族）に支給する。

（金額の算定）

第11条 退任手当の額は、2万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、累計額の限度額は、50万円とする。

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1) 在任期間1年以上5年未満 | 1年につき 100/100 |
| (2) 在任期間5年以上10年未満 | 1年につき 110/100 |
| (3) 在任期間10年以上 | 1年につき 120/100 |

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 理事、評議員において、施設、法人事務局の職を兼務する期間は、第1項及び第2項は適用しない。

（支給の方法）

第12条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

（控除）

第13条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

（受章祝金）

第14条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、東京都知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表4に定める祝金を支給する。

（傷病見舞金）

第15条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表4に定める傷病見舞金を支給する。

（災害見舞金）

第16条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表

4に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第17条 役員等が死亡したときは、別表5の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第18条 役員等の親族等が死亡したときは、別表6に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる

(公表)

第19条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法人の認定等に関する法律第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改正)

第21条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成17年4月1日一部改正施行する。

この規則は、平成29年4月1日一部改正施行する。

この規則は、平成30年6月22日一部改正評議員会承認、平成30年4月1日遡及適用する。

この規則は、令和2年7月15日一部改正評議員会承認、令和2年4月1日遡及適用する。

この規則は、令和5年5月25日一部改正施行する。

(別表1)

常勤理事の報酬【月額】

名 称	報 酬	交通費
理事長業務報酬等	600,000円	職員通勤手当を適用
理事(常務理事含む)業務報酬	300,000円	

(別表2)

非常勤役員報酬

区 分	額	交通費
理事・監事・評議員	15,000円	公共交通機関を利用した時の 運賃の実費
評議員選任・解任委員の外部委員	15,000円	
監事 (法人及び施設の指導検査への立会 及び運営状況の指導又は監査時)	20,000円	
第3条第5項、第4条第3項 みなし決議 (理事・監事・評議員)	10,000円	無し

(別表3)

出張旅費【日額】

役員・評議員等が業務のため出張命令を受けて旅行する場合は、次表により旅費を支給する。

職種	鉄道運賃等	宿泊料	日 当	その他
役員・評議員等	普通実費	一泊20,000円	15,000円	実 費

※ 都内出張及び近接地への出張については、総て実費を支給し日当は支給しない。ただし、日当は引き続き5時間以上の出張又は行程35キロメートル以上の出張については10,000円を支給する。

(別表4)

祝金・見舞金

区分	支給基準額	備考
受章祝金	1. 東京都知事、厚生労働大臣 表彰受章のとき 20,000 円 2. 国の褒章制度による 褒章受章のとき 30,000 円 3. 理事長が指定した褒章 10,000 円以上 30,000 円以内	
傷病見舞金	1. 私傷病見舞金 10,000 円 2. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000 円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000 円以上 50,000 円以内	

(別表5)

弔慰金

対象者	支給基準	備考
理事長	100,000 円	弔電・生花
その他の役員	50,000 円	

(別表6)

香華料

対象者	支給基準	備考
配偶者	30,000 円	弔電・生花
父母	10,000 円	
配偶者の父母	10,000 円	
子	30,000 円	